間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式又は第６号様式(その２)の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３・４　略］

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式別表４の３記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）又は第６号の３様式若しくは第６号の３様式（その２）の申告書に添付すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙十九　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第２項、第62条の５第２項若しくは第142条の２の２の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項、第68条の３の３第１項、第68条の57第１項、第68条の57の２第１項、第68条の62第１項若しくは第２項、第68条の64第１項、第68条の65第１項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の３第１項若しくは第26条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式又は第６号様式(その２)の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３　略］

間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３・４　同左］

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式別表４の３記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第６号様式又は第６号の３様式の申告書に添付すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙十八　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第２項、第62条の５第２項若しくは第142条の２の２の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項、第68条の３の３第１項、第68条の57第１項、第68条の57の２第１項、第68条の62第１項若しくは第２項、第68条の64第１項若しくは第68条の65第１項の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の３第１項若しくは第26条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３　同左］